

別表十（六）付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が当期（その通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限り、）において措置法第66条の13第1項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 その通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合の記載は、次によります。
 - (1) 「他の通算法人の通算前所得金額の合計額2」には、確定申告書等（措置法第2条第2項第28号（用語の意義）に規定する確定申告書等をいいます。以下同じです。）に添付された別表十（六）付表二「2」の金額を記載します。
 - (2) 「他の通算法人の通算前欠損金額の合計額3」には、確定申告書等に添付された別表十（六）付表二「3」の金額を記載します。
 - (3) 「他の通算法人の控除未済欠損金額の合計額6」には、確定申告書等に添付された別表十（六）付表二「6」の金額を記載します。